議員提出議案第2号

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

提出者 2番 おおにし 順子 7番 片 岡 ちとせ

18番 みずま 雪 絵 29番 木 村 ひでこ

30番 三小田 准 一 31番 中 村 しんご

葛飾区議会議長 峯 岸 良 至 殿

(提案理由)

区民の福祉向上を図るため、未就学児の被保険者の均等割を免除する必要があるので、 本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例(昭和34年葛飾区条例第13号)の一部を次のように改正する。 付則に次の1条を加える。

(令和4年度以降における未就学児に係る保険料の均等割額の免除の特例)

第11条 令和4年度以降における年度の初日の前日において、被保険者(世帯主と同一の世帯に属する当該世帯主の子(未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)である者に限り、納税義務者を除く。以下同じ。))に係る第14条の4に規定する被保険者均等割額及び第15条の10に規定する被保険者均等割額は、第15条の4(第2号に係る部分に限る。)、第15条の12(第2号に係る部分に限る。)及び第19条の2の規定にかかわらず、それぞれ0円とする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。